

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	農業協同組合法			法令番号	昭和22年法律第132号				
手続名	定款変更の認可			根拠条項	第44条第2項				
審査基準	<p>「農業協同組合及び農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成23年2月28日付け22経営第6374号農林水産省経営局長通知）</p> <p>組合の定款変更に関し、法第44条第2項（定款変更）に基づき認可を行う場合は、次の形式的事項及び定款の内容に関する事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。</p> <p>ただし、定款変更の内容が組合の事業又は地区の変更に係る場合にあっては、次の形式的事項並びに基本的事項及び定款の内容に関する事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとし、このうち、基本的事項については、この事項が不適正な場合には、組合の業務の健全かつ適正な運営が確保できず、組合の目的の達成が困難となることから、形式的要件のみの審査にとどまらず、提出された事業計画書等の内容を実質的に審査してその妥当性を判断するものとする。また、この場合には、組合と十分協議するとともに、必要に応じ法第44条第3項において準用する法59条第2項に基づき説明内容の裏付けとなるデータ等の定款変更に関する報告書の提出を求めたり、系統組織からヒアリングを行うなどにより、事業を行うために必要な経営的基礎を有しているか否かなどを十分調査・検討するものとする。</p> <p>1 形式的事項</p> <p>（1）申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。</p> <p>（2）申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。</p> <p>（3）定款は法第28条に規定する事項がすべて網羅されているか。</p> <p>2 定款の変更手続は法第44条、第46条等に照らし、適法に行われているか。</p> <p>※佐賀県農業協同組合法施行規則第17条第1項に明記</p>								
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	60日	目次
						標準経由期間	日	No.	